

議第20号

三島市教育委員会の職務権限に係る事務のうち市長が管理し、及び

執行する事務に関する条例の一部を改正する条例案

三島市教育委員会の職務権限に係る事務のうち市長が管理し、及び執行する事務に関する条例（平成23年三島市条例第5号）の一部を次のように改正する。

本則中「スポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）」を「次に掲げる事務」に改め、本則に次の各号を加える。

- (1) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。
- (2) 文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

平成29年2月21日提出

三島市長 豊岡 武士